

全青税シンポジウム開かる

税理士法改正をめぐって

——あるべき税理士像をさぐる——

日税連は危険な方向に動きはじめる



恒例となつた全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが、去る十一月十三日(土)豊橋市商工會議所に於いて開催された。

夏の代議員総会に次ぐ大きな行事にふさわしく、一三〇余名の熱心な会員の参加を得て、内外の注目下に行われたシンポジウムは、「税理士法改正をめぐって—あるべき税理士像をさぐる—」を主題に、四つのテーマに分けて、各発表者からそれぞれ問題提起が行われ、そのあと小西法対策部長を司会に、出席者全員が直接あるいは間接に参加出来るパネルディスカッションの形式を採つて行われた。段上のバネラーや、会場の出席者も、真剣に、「あるべき税理士像—をさぐつた。正に実のある一日となつた。

尚当日、東海税理士会副会長足木正吾先生から「シンポジウムの成功を願う。そして日税連に若い意見をどんどん出していってもらいたい」との御挨拶をいただいた。また婦税連からも多数の御出席をいただき、討論に加つてもらえたこと、更には地元豊橋青年税理士クラブの先生方に絶大なる御協力をいただいたことを感謝申し上げる次第です。

テーマ

税理士法改正をめぐって

——あるべき税理士像をさぐる——

名古屋 加賀 正雄会員

①自主権と税理士の使命
——国民に期待される税理士とは——

大阪 堀 正美会員

②試験制度の動向と税理士業務
——試験は認定期制に、一般試験は縮め出しに——

大阪 西田 安男会員

③業務改善と事務所防衛
——業務品質の水準は如何にあるべきか——

東京 平山 玲星会員

④職域問題と法改正の動向
——商法で頭を抑えられ、小企業問題で足をすくわれる——

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11
連盟本部 第1シルバービル5F 501号
電話 03(356)2916
発長 人井吉夫
会行湖集石
広報部長

パネルディスカッショントライアル

小西 御紹介いただいた法対策部長の小西です。法改正をめぐつてのパネルディスカッションであるが、各報告がそれぞれオーバーラップしているので適宜お願いする

加賀 中正という言葉は、いずれの側にも偏せずということだが、しかし税務当局の解釈では違う。

加賀 「納税義務の適正な実現をはかる」という使命についても、「租税正義の実現」というのではなくならない。臨税も自主権との関連がある。国選税理士制度の採用はどうか。

寺沢 権利救済的には国選税理士は意義があるが、小規模対策だからだ。

きているのか。

加賀 立会に税理士を雇えない納税者の為に、国の圧力に抗する為

久保田 国選税理士は、国選弁護士との比較で出でてきたのだろうが、現段階では、それ程深く考えなくてよいのではないか。

小西 自主権獲得の要件ではないように思う。自主権獲得の後に会場等で頭を抑えられ、小企業問題で足をすくわれるが、小規模対策の一環として出て



真剣なバネラー

小西 国選税理士制度についてはどうか。
加賀 これは名古屋の北川前会長が強く主張していた。
久保田 国選税理士は、国選弁護士との比較で出でてきたのだろうが、現段階では、それ程深く考えなくてよいのではないか。

会場坂田 国選弁護人は、基本的人権の擁護から出てきている。国選税理士は、国の経費を使って行うのであるから、会としてこういう制度も考えてみたらどうか。
小西 自主権獲得の要件ではないように思う。自主権獲得の後に会として考えていく問題だろう。



開き聞き入る参加者

「自主権が当えられた場合の会としての統治能力に問題がある」という大蔵事務次官の発言についてはどうか。

田村 国民から期待されている税理士像は、納税者の為に働く税理士をいう。一般国民は、我々の首を国税庁がにぎっているということを知らないでいる。

加賀 当局は、企業（会）エゴの中で処罰するという危惧をいいだしているのではないか。

小西 政府は自主権の内容について、どう思っているのだろうか。

久保田 当局は、自主権を税理士取締規定と考えているだろう。税理士会にこれが移るということでなくして、立場の移譲としか考えていません。登録制度の移譲と同じように……。

加賀 同じ意見だ。

小西 税務監査を法に盛り込みたいという政府の考え方がある様だが、これについてはどうか。

久保田 監査という姿勢で常にあたらねばならない。積極的に官庁に証明することはない。

加賀 代理権を与える前提の税務監査証明書添付という発想からの提案だ。

田村 金沢では昭和49年から審理確認書という書類が出てきた。これはチエックリスト約10項目を代

加賀 身分支配権を当局が放棄しなければ意味がない。

湖東 山本日税連会長は、自主権を得た後の義務が大変だと云つてると四元専務が言っている。

平山 一般試験をいじるということは基本要綱と違う。合格者層を替えようとするがたくらんでいるのだ。現行維持にこそ社会的地位の向上がある。

会場鶴田 大阪では、自主権などはメシの種にならない。すなわち税務署の力をを利用して利を得ているのだと考えている税理士が多い。まったく低次元だ。

小西 大阪には可成そういう考えの人がある。特試廃止を第一段階に考え、第二段階で自主権獲得ということはどうか。血の純血を第一にはかるということだが……。

会場岩本 基本要綱の内容ぐらいは、全部要求してもらいたい。

湖東 特試一本では、どうもますまに思ふ。

加賀 同じ意見だ。

小西 税務監査を法に盛り込みたいという政府の考え方がある様だが、これについてはどうか。

久保田 監査といふ立場で常にあらねばならない。積極的に官庁に証明することはない。

加賀 代理権を与える前提の税務監査証明書添付という発想からの提案だ。

田村 金沢では昭和49年から審理確認書という書類が出てきた。これはチエックリスト約10項目を代

加賀 身分支配権を当局が放棄しなければ意味がない。

久保田 年限を切った無試験資格付与は、数の問題から出てきていた。四元専務が言っている。

平山 一般試験をいじるということは基本要綱と違う。合格者層を替えようとするがたくらんでいるのだ。現行維持にこそ社会的地位の向上がある。

会場鶴田 納税者を擁護する為の高度な知識をもって、課税庁が不適正な課税、誤った手続による課税が行われた場合にこそ力を発揮することが、税理士本来の業務だ。

表者 税理士が確認して、税理士事務所に備えておけばよい。但し添付した場合は調査省略となると

西田 単なる税務経験でなく、納税者の権利救済の経験がある者が税理士となるべきだ。

平山 予備試験は、受験者層の拡大ではなく、合格者をしばらくと

会場鶴田 奈良税務署でも49年7月から単なるチェックリストのみでなく経営分析表というものを税務連絡協議会という団体で作り、納税者のランク付けを行つたが、我々や納税者が、納税者を審判してはならないということで現在では影をひそめている。

会場浅沼 税務行政は、その場の御都合主義だ。税務の下請となる税務監査は反対すべきだ。

小西 改正法に税務監査を盛り込もうのは、もってのほかですね。それでは次に試験制度の問題につい

西田 特試一本では、どうもますまに思ふ。

会場鶴田 奈良税務署でも49年7月から単なるチェックリストのみでなく経営分析表というものを税務連絡協議会という団体で作り、納税者のランク付けを行つたが、我々や納税者が、納税者を審判してはならないということで現在では影をひそめている。

会場石龜 青税は国税労組側と話し合うべきだ。退職後充分な待遇が為されていない。又合格率等のデーターをもつて対処すべきだ。

加賀 会計業務は、ニセ税理士と係り合いをもつてくる。従つて独立業務の中に入れておくべきだ。

寺沢 税法に準拠した記帳義務の援助は微税強化につながるし、又税法に関する法令による会計いわゆる税務会計と区別がつけにく



(文責広報部)

の接觸と意見の反映

③対外部公報担当者の設置

④議員候補者に対する公約の提供

⑤税制、既存関係法規に対する検討と提言

⑥納税者とのコミュニケーションの確立

②知識人、議員等とのコミュニケーションの確立

③自覚と行動

④税理士の使命の自覚と政治的無関心の反省

⑤税理士会への期待(折り)

⑥税理士を脱皮して自らの行動をすべきである。

- ①納税者とのコミュニケーションの確立
②知識人、議員等とのコミュニケーションの確立
③自覚と行動
④税理士の使命の自覚と政治的無関心の反省
⑤税理士会への期待(折り)
⑥税理士を脱皮して自らの行動をすべきである。

試験制度の動向と税理士業務

—試験は認定制度に、一般試験は締め出しに—

大阪堺正美

大阪青税の堀でございます。只今より、試験制度の動向と税理士業務について発表させていただきます。発表の題目が、試験制度の動向と税理士業務という二つの構成から成っておりますので、まず、現行税理士制度の実体について報告し、次に試験制度の動向について御報告致します。三番目に税理士業務につきまして、先に報告されました名古屋の加賀さんの発表と若干重複するかも知れませんが、税理士の職能としての本質や、社会的使命と申しましゃか、特に納税者の租税法上の権益擁護の点に重きを置いて考察してみたいと思います。何分にも発表

時間に制限がございますので、馳

足でまいると思いますが、その点

御了承いただきたいのと、発表中

意見の部分は、私見でございます

ので、この点おことわりして発表

させていただきます。

先般、日税連が発表いたしました

た、昭和五十年度末現在の登録税

数は、まだ少ない様ですが、新規

登録の増加率は、年々多い様です。

そして、一般試験合格者、弁護

士、公認会計士、試験免除者、の

内に、いわゆる税務署員であった

先生が、三、二二六名いらっしゃ

る事で、これら資格者の総数に対

し、約六パーセントの比率になり

ます。中でも、一般試験合格者の

四番 試験免除者	三五一名
五番 税務代理士	二八一七名
六番 資格認定者	二三〇六名
七番 弁護士	四九七名
八番 特例法認定者	三八名

の占める割合であります。

又税務署経験のある一般試験合

格者の中で、現在、税務署にたつ

さわっていらっしゃる方々や、特

別試験受験資格が、将来望めるに

もかかわらず、一般試験を受験さ

れた先生方の数も、そう少ない數

ではないと聞くに及んでいます。

これが、税理士の実体でござい

まして、税理士資格の取得経路

が、この様に多様性をもつていて

ことは、税理士会は、まとまりに

かろうかとも言われております。

くいと言われる一つの基因ではな

されているのは、現在、違憲訴訟

の構成比率で増加しています。

そして、これらの内、今問題と

されているのは、現在、違憲訴訟

の行なわれている特別試験合格ク

ラスと、もう一つは、試験免除ク

ラスの内、いわゆる修士課程卒業

者で、登録実績を見ますと、前者

の方は、人數的には、依然として

多いですが、率としては、下り坂

にある様です。

後者の方は、これとは逆に、人

数は、まだ少ない様ですが、新規

登録の増加率は、年々多い様です。

そして、一般試験合格者、弁護

士、公認会計士、試験免除者、の

内に、いわゆる税務署員であった

先生が、三、二二六名いらっしゃ

ます。そこで、科別免除制度について年限制を考慮するとされています。

又、現行の科目別合格制度は、原則として現行制度を維持し、但し、年限制を考慮するとされています。

そして、科別免除制度について年限制を考慮するとされています。

は、これも原則として、現行制度を維持し、税務職経験の加味については、経験の経過年数に応じて報告します。

昭和五十一年九月九日、日税連

は、税理士試験制度改正の方向と題しまして、確定でないと条件付で発表しました。

その内容は、昭和三十九年の政

府提案にほとんど同じくしており

ます。まず、試験を予備試験と本

試験に分けております。予備試験

は、本試験を受けるために相当な

学力を有するかどうかの判定と、

多數の受験者にできるだけ広く門

戸を開放する目的から実施され、

試験科目は、国語及び社会の二科

目となっています。

本試験は、短答式試験と論文式

試験に分けて実施され、短答式を

試験科目は、(一)租税一般 (二)商法

の内会社法 (三)会計法について行ない、短答式試験に合格した者に対する論文式試験とし

て、現行法通りの様な試験科目で

するとき、これに商法、民法等を

を加えるのどうかは、さらに検討

するとしています。

試験科目は、(一)租税一般 (二)商法

の内会社法 (三)会計法について行ない、短答式試験に合格した者に対する論文式試験とし

て、現行法通りの様な試験科目で

するとき、これに商法、民法等を

批判される方もあるようです。では次に税理士業務について発表します。

現在、我々税理士は、現行の税理士法に基づいて、税理士活動を行なっているのは、皆様御周知のとおりでございます。そこで、いたい現行税理士法上における税理士業務とは、理論的及び実務的に何を意味するのだろうか、そして、それは、納税者の権利擁護なのか、税務行政に対する援助なのかという疑問について検討してみたいと思います。

現行税理士法第二条には、税理士は、他人の求めに応じ所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、固定資産税又は、政令で定め税、その他租税に関する税務代理をすることと税務書類の作成をすることと税務相談に応じることと税務代理と税務書類の作成をすることと税務相談に応じることと税務の三つを税理士業務といふとされています。

そして、税務代理とは、代理人の権限内において依頼人のためにすることを示して、申告、申請、不服申し立て、過誤納税金の還付請求等を為し、又、これらに係る書類に記載された事実の解明、開示、陳述する事を言い、すなわちこれが、昭和二十六年当時税務代

士法から税理士法へ移行された理由の一つであり、また、当時の政府の提案趣旨の中にも税理士は「単に税務官庁の都合ばかり聞く」というのでなく、むしろ納税者の正当な利益と権利を納税者に代って擁護する」とあり、これが税理士業務の本質であると考えます。

ついで、二つ目の税務書類の作成とは、税理士法第二条に規定する書類を自己の判断に基づいて作成することをいい單なる代書は、含まれないものとする。当然、ここに言う自己の判断に基づいてとは、依頼人に対する税務援助を考慮することは、言う迄もありません。

ついで、三つ目の税務相談に応ずることは、具体的な質問に対して答弁し、指示し、又は、意見を表明することをいいます。これについても、今年の国税庁の「税務運営の方針」の中でも、税務相談に當てば、正確で適正な回答をすれば、正しくて、税務行政自から、あつてはならず、また税務官署もつて、税法を適正に執行し、租税収入の円滑な確保を国民より、はかります。そして、国民は、私有財産権を守りつつ、自主申告等により納税義務と申しますが、納稅債務を履行します。

税理士は、なま、税理士法

第一条が、中正な立場という、まいしたこととした表現をしたのか、そのことについて、若干考察してみたいと思います。

現在、係訴中である、税理士特別試験違憲訴訟において、税務行政は、税理士の職責に関し、次

の様な答弁を行なっています。

「税理士は、税務に関する専門家として、納税者の単なる代弁者

の作為又は不作為によって、その権益が、侵害されないよう一應は守る。それでも、どちらかといえども、税務行政庁に近よった見かたで見ると解釈されてしまふ。これが、税務行政庁の言う納稅者に対して中正な立場という意味らしいです。

ここで、憲法第八十四条の租税法律主義をもう一度よく考えて見たいと思います。

国家は、国家財源確保の為に、実定法の上で明確にされた手続でもって、税法を適正に執行し、租税

現在の税務行政と我々税理士との間において、このウエイトの点で、若干のくい違いがある様な気がし、非常に残念に思います。

私は、これが、現行税理士法に対する監督権が、税務行政庁にあることから基にして来るものであると意識し、一日も早く基本要綱通りの自主権の獲得された、真に國民の基本的人権を守れる税理士法の改正を願つて発表を終ります。

又、國民は、たえず徵收される立場であり、一方にある強大な税務行政組織体に対して、あまりにも弱小な存在であります。

それに、税務行政の運営が、適正に執行されるという保障は、それが強くありません。

従つて、法治国家について、又、民主主義国家において、当然國民に対する援助者が設けられてしかるべきであり、この為に税理士制度があると私は考えます。このことは、昭和二十六年の現行税理士法制定に際し、当時の政府前にも述べた通りでございます。

税理士の社会使命が、納稅者の納稅義務履行に関する援助と納稅者との私有財産権の権益擁護二つから成りたつとすれば、この二つの均衡は、あくまでも五十對五十であり、このことをもつて中正な立場を解釈出来るのではないでしょうか。

税理士の社会使命が、納稅者の納稅義務履行に関する援助と納稅者との私有財産権の権益擁護二つから成りたつとすれば、この二つの均衡は、あくまでも五十對五十であり、このことをもつて中正な立場を解釈出来るのではないでしょうか。

私は、これが、現行税理士法に対する監督権が、税務行政庁にあることから基にして来るものであると意識し、一日も早く基本要綱通りの自主権の獲得された、真に國民の基本的人権を守れる税理士法の改正を願つて発表を終ります。

業務改善と事務所防衛

—業務品質の水準は如何にあるべきか—

大 阪 西 田 安 男

イ、取締立法
税理士法

現在の税理士法からは、業務の形態並びに税理士の位置づけは次

1、税理士法1条、2条

税理士法1条で、「税理士の職責」として中正な立場にたてどし、2条で、「税理士の業務」として他人の求めに応じて、所得、法人税等の

(一)、税務代理、(二)、税務書類の作成、(三)税務相談

税理士法1条で、「税理士の職責」として中正な立場にたてどし、2条で、「税理士の業務」として他人の求めに応じて、所得、法人税等の

3、取締立法と権利立法

場合においてのみ税理士にも通知しなければならない、と規定されている。

この様な弱い代理権では納税者の保護はどうていかない。

ロ、事後的権利救済制度の確立

不服申立から訴訟へと発展する場合、税理士に代理権がないため、又、代理権がないため、又、更正決定後の税金は前払制になつていて、不服申立から訴訟になるケ

スが少なく、納税者の権利救済に大きな妨げとなつていて、

イ、ロ、をみた場合、権利保護救済に一貫性がない納税者のための税理士から大きく撤退している代理権を確立して一貫性をもつ必要がある。

具体的には次の様なものが考えられる。

① 脱税相談等の禁止
② 信用失墜行為の禁止
③ 秘密を守る義務
④ 報酬の制限・成功報酬制度の廃止

税理士の報酬は成功によって決まるものではなく、難易度、士法である。

不服申立から訴訟へと発展する場合、税理士に代理権がないため、又、更正決定後の税金は前払制になつていて、不服申立から訴訟になるケ

スが少なく、納税者の権利救済に大きな妨げとなつていて、

イ、ロ、をみた場合、権利保護救済に一貫性がない納税者のための税理士から大きく撤退している代理権を確立して一貫性をもつ必要がある。

税理士法47条によれば、何人も税理士が脱税相談等を行つた時は、国税庁長官に報告し、適当な措置をとるべき事を求めることが出来るとしている。

脱税相談等に応じること自体はいけないけれども、スパイ行為を行うことが可能であり、この条がある限り納税者から防衛はできない。

3、申告是認率の向上と業務水準の向上との同一性

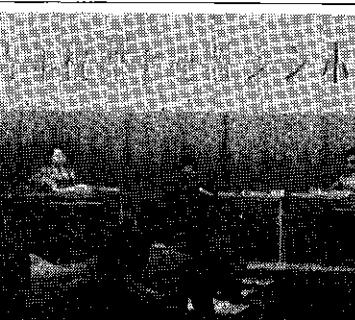
通達通りの申告を行つていれば、申告は認率は向上するが、その様な保守的な申告方法が業務水準の向上につながるものではなく、納税者の権利擁護はもちろ

ん事務所防衛にはならない。

3、申告是認率の向上と業務水準の向上との同一性

申告方法が業務水準の向上につながるものではなく、納税者の権利擁護はもちろ

ん事務所防衛にはならない。



三、事務所防衛

1、課税庁からの防衛

⑤ 業務の独占性

⑥ 職業保険制度

2、会計業務自体を付隨業務として独立させる必要はない。

3、国庫主義的税務行政

4、税理士法34条調査の通知を確立

5、具体的

税理士会に自主権があれば、納税者の税理士に対する信頼感は大きく増す。

らかじめ調査の通知をす

る。

3、取締立法と権利立法

廢止し、派遣規則制定に反対しなければならない。

「税理士法改正」と「業務改善と事務所防衛」という問題を、上記一、二、三で結びつけたが、いかにすれば納税者の権利を守る税理士法、税理士制度を作っていく

人が目先の利にとらわれる事なくこの問題を自覚することによってのみ、税理士の権利を拡大させ、事務所防衛につながる事を理解したい。

かが大切があり、税理士の一人も、現在進めている小規模対策かも何も生れてこない。

この小規模対策は、各方面から業務侵害の歯止めとして行われているというが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

税理士法の中の独占権は、有名な業務侵害の歯止めとして行われているが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

職域問題と法改正の動向

一 商法で頭を抑えられ、小企業問題で足をすくわれる――

東京平山玲星

職域とは、メンの種であり、広範囲に及ぶ。日常の職務の内容は、税理士法に規定されているが、それ以外にも沢山ある。こうした事を前提にして、あまり間口を広げず、小規模対策にマトをしほって考えてみたい。

日税連が進めている法改正は、

昭和三十九年の政府原案と同じ内容のものであり、それを如何にして納得させていくかを考えている。更に基本要綱にはない小規模対策を盛り込もうとしている。これは、政府側からの要求であることは明白である。我々にどちらされているかどうかということと

に、いかに基本要綱を結びつけるかが、日税連の作業であり、我々を如何に納得させるかが、その双方に掛っているのである。従つて、我々にとって「十年來の悲願が達成されるのだ。」ということだと大きな失望が待っていると云わざるを得ない。

さて、三月の確定申告時期になると、小規模問題が表面化する。税務署の手伝いという屈辱的な日々が続くのである。この手伝いも、十五年前は、半日であったが、最近では、無料相談日で一日、小規模指導一日、手伝い一日、合計三日となり、何と十五年間で六倍にもなってしまった。

それでは、小規模対策はどうするのかということだが、全くこれについて手を引いてしまっていいのか？ 私は、実体を考えてみる。私は反対である。我々の職域の発展にはつながらないと考える。

税理士法改正」と「業務改善と事務所防衛」という問題を、上記一、二、三で結びつけたが、いかにすれば納税者の権利を守る税理士法、税理士制度を作っていく

人が目先の利にとらわれる事なくこの問題を自覚することによってのみ、税理士の権利を拡大させ、事務所防衛につながる事を理解したい。

かが大切があり、税理士の一人も、現在進めている小規模対策かも何も生れてこない。

この小規模対策は、各方面から業務侵害の歯止めとして行われているが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

税理士法の中の独占権は、有名な業務侵害の歯止めとして行われているが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

職域とは、メンの種であり、広範囲に及ぶ。日常の職務の内容は、税理士法に規定されているが、それ以外にも沢山ある。こうした事を前提にして、あまり間口を広げず、小規模対策にマトをしほって考えてみたい。

日税連が進めている法改正は、昭和三十九年の政府原案と同じ内容のものであり、それを如何にして納得させていくかを考えている。更に基本要綱にはない小規模対策を盛り込もうとしている。これは、政府側からの要求であることは明白である。我々にどちらされているかどうかということと

に、いかに基本要綱を結びつけるかが、日税連の作業であり、我々を如何に納得させるかが、その双方に掛っているのである。従つて、我々にとって「十年來の悲願が達成されるのだ。」ということだと大きな失望が待っていると云わざるを得ない。

さて、三月の確定申告時期になると、小規模問題が表面化する。税務署の手伝いという屈辱的な日々が続くのである。この手伝いも、十五年前は、半日であったが、最近では、無料相談日で一日、小規模指導一日、手伝い一日、合計三日となり、何と十五年間で六倍にもなってしまった。

シンボル

なる。強いてプラス面を探してみると、税理士法を手直ししようとしている。税務官は、税理士を通じて信頼関係のうえに立って行われているのである。しかしながら、我々と税務官との間に有料無料、規模の大小に拘らず、税理士の間には、基本的に、信頼関係のうえに立って行われておらず、我々は、雇われ税理士となってしまうのである。

そこで、独占権が、我々を守つてしまつて、そのうでのか認識する必要がある。もう一度考えてみる必要があるのでないですか。

独占権といふものがありうるのである。しかししながら、我々は、幻滅的にならぬから、現実的な面から、独占権を考えなくてはならない。税理士が信頼関係に立った独占権、我々が守らなければならない独占権を明確にしていくべきである。有償無償のすべてを含むのか。

弁護士法は、有償の場合のみと、はつきり独占権を明示している。会計業務をも含めた独占には私は反対である。我々の職域の発展にはつながらないと考える。

それでは、小規模対策はどうするのかということだが、全くこれについて手を引いてしまっていいのか？ 私は、実体を考えてみる。私は反対である。我々の職域の発展にはつながらないと考える。

税理士法改正」と「業務改善と事務所防衛」という問題を、上記一、二、三で結びつけたが、いかにすれば納税者の権利を守る税理士法、税理士制度を作っていく

人が目先の利にとらわれる事なくこの問題を自覚することによってのみ、税理士の権利を拡大させ、事務所防衛につながる事を理解したい。

かが大切があり、税理士の一人も、現在進めている小規模対策かも何も生れてこない。

この小規模対策は、各方面から業務侵害の歯止めとして行われているが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

税理士法の中の独占権は、有名な業務侵害の歯止めとして行われているが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

税理士法改正」と「業務改善と事務所防衛」という問題を、上記一、二、三で結びつけたが、いかにすれば納税者の権利を守る税理士法、税理士制度を作っていく

人が目先の利にとらわれる事なくこの問題を自覚することによってのみ、税理士の権利を拡大させ、事務所防衛につながる事を理解したい。

かが大切があり、税理士の一人も、現在進めている小規模対策かも何も生れてこない。

この小規模対策は、各方面から業務侵害の歯止めとして行われているが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

税理士法の中の独占権は、有名な業務侵害の歯止めとして行われているが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

税理士法の中の独占権は、有名な業務侵害の歯止めとして行われているが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

税理士法の中の独占権は、有名な業務侵害の歯止めとして行われているが、はたして歯止めとなっているか疑問である。

主張

る。

特別試験制度の経過

日税連が現在進めている税理士法改正運動の一につき、税理士試験制度の改正を挙げることができる。

この試験制度については、税理士法改正に関する基本要綱の第五に、試験制度の改正は、特別試験制度を完全に撤廃後抜本的に行なわれるべきである。」としている。にもかかわらず、日税連ではこの試験制度に検討を加え、税理士試験制度改正の方向を具体的にまとめさらに国税職員の実務経験を考慮する認定制度(科目免除制度)が検討されているとの事である。この問題について、日税連側の主張は、試験制度について政府から聞かれた時に、基本要綱の考え方では対策上良くないので、何らかの輪郭位は執行部の考え方として持つていなくてはならないということである。下表において昭和47年以降の特

26年の税理士法制定の際に税務代理士から税理士に移行できなかつた一部現業計理士救済のため、昭和31年に五年間の时限立法として暫定的に設けられたものである。それが現在では、立法の趣旨から反し、税務職員のみが受験者となつており、その後の昭和36年の改正の際に、この問題について根本的な検討が充分に行なわれていな

いという理由で、当分の間この特別試験を存続するということになつていい。しかしその後昭和39年にこの特別試験を廃止すべく税理士法改正が進められたが、廢棄となつているのである。

下表において昭和47年以降の特別試験の受験者数が空欄となっているのは、昭和47年以降国税庁は現在総括分科会が検討している。この姿勢からも明るかなように、基本要綱の趣旨に反すると共に、特別試験を廃止するという姿勢が見られないものであつて、その実数は把握しておらず、特別試験制度に関しての一つの疑惑

特別試験制度について

特別試験の廃止こそ急務

を持たざるを得ない。

特試をますなくせ

良識ある弁護士は、「現在のよ

うなレベルの低い特別試験制度があるから出廷陳述権を認めないとのだ」と云つて。このよ

うに特別試験に対しても外的にも不信の念を抱かれているのである。さらに、この特別試験が税理士の使命を全うするにふさわしい試験でない事も当然の事であり、また法の下の平等を定めた憲法第14条にも反しているともいわれて

いる。

いる。我々一般試験合格者にとって、長年官公署に在職したからといい、退職金、恩給制度に上乗せするような安易な形での特別試験による税理士資格付与の廃止こそ、今すぐ廃止すべきである。この特別試験の問題が解決しないかぎり、税理士の使命の確立、自主権の確立、あるいは国民のための税理士制度の確立が困難なものとなるであろう。

一般試験と特別試験の合格率対比

(一般試験)				(特別試験)			
区分	受験者数	合格者数	合格率%	区分	受験者数	合格者数	合格率%
年次(回次)				年次(回次)			
昭和26 (1)	3,112	35	1.1	31 (1)	385	341	88.6%
27 (2)	3,195	80	2.5	32 (2)	311	282	90.7
28 (3)	4,419	129	2.9	33 (3)	406	371	91.4
29 (4)	6,374	186	2.9	34 (4)	518	476	91.9
30 (5)	7,849	250	3.2	35 (5)	1,020	930	91.2
31 (6)	8,980	328	3.7	36 (6)	357	230	64.4
32 (7)	9,771	452	4.6	37 (7)	455	342	75.2
33 (8)	11,432	482	4.2	38 (8)	628	549	87.4
34 (9)	13,184	468	3.5	39 (9)	496	438	88.3
35 (10)	13,538	618	4.6	40 (10)	894	812	90.8
36 (11)	13,745	568	4.1	41 (11)	1,586	1,417	89.3
37 (12)	15,443	615	4.0	42 (12)	3,248	2,753	84.8
38 (13)	17,624	610	3.5	43 (13)	5,390	4,503	83.5
39 (14)	23,053	789	3.4	44 (14)	3,801	2,960	77.9
40 (15)	23,428	767	3.3	45 (15)	2,562	1,956	76.3
41 (16)	26,251	840	3.2	46 (16)	3,103	2,742	88.4
42 (17)	28,015	804	2.9	47 (17)		1,646	
43 (18)	28,736	755	2.6	48 (18)		1,478	
44 (19)	29,543	762	2.6	49 (19)		1,302	
45 (20)	30,579	661	2.2	50 (20)		990	
46 (21)	32,997	721	2.2				
47 (22)	35,095	839	2.4				
48 (23)	35,002	760	2.2				
49 (24)	36,353	795	2.2				
50 (25)	37,799	781	2.1				
計	495,508	14,095	2.8				26,518

組織活動二ユース

鹿児島青税次期会長に

松田君選出

鹿児島青年税理士クラブは、去る十二月三日市内鶴鳴館において定期総会を開催した。

前会長の木元信君の司会で事業報告がなされ、全員一致これを承認し、引きつき役員の改選に入り、新会長に松田武朗君が選ばれた。

仙台青税クラブ 結成さる



乾杯！ 鹿児島青税

創立に至った経過を報告し、規約の審議に入り、これを全員一致承認した。

つづいて第一年度（五十一年十二月～五十二年十一月）の役員選出に入り、次の諸君が選ばれた。

代表幹事、三浦二郎君

副代表幹事、原勉君

他幹事若干名。

仙台青年税理士クラブ です。よろしく。

代表幹事 三浦二郎

へ森の都の花乙女
月に竿さす広瀬川
君と歩みし想い出は
仙台、仙台なつかしやへ

来賓として出席した鹿児島県支部長代理坂口健一先生及び全国青年税連会長湖東京至君から、とくに税理士法をめぐる情勢の報告があり、南九州からしっかりした会長を日税連に送り出そうと心を一つにした。

懇親会もなごやかなうちに議論百出、宮崎や熊本にも是非青税の組織をつくっていこうと伝統ある鹿児島青税の意気大いに盛んであった。

後世話を代表して三浦二郎君が

議を全員一致で可決し、役員には、代表幹事に三浦二郎君、副代表幹事に原勉君を選出しました。

その後、西川副会長から激励の挨拶があり、次いで湖東会長より『税理士法改正』と題して記念講演があり、五時に創立総会の全ての日程を終了しました。

終了後懇親会を行い、税理士法

改正問題に論議が沸騰し、誠に有

意義な一日でした。

これからは、例会を一ヶ月に一度必ずもち、研修を深めながら、会員を増やしてゆこうと張り切つております。

どうか今後共全青税先輩会員の暖かい御指導と御鞭撻をお願いする次第です。

全青税加入を前向きに検討

豊橋青税クラブ

なお当日全国青税から湖東会長、西川副会長、土田副会長が激励にかけつけ、あらゆる困難を排除して、仙台青税クラブを大きくしていくことを誓い合った。

創立総会終了後市内一番丁でな

どやかに懇親会がもたれた。

当時は、豊橋青税代表幹事佐羽尾氏をはじめ十名の出席があり、当連盟からは湖東会長はじめ二十名が参加し、池田組織部長の司会で行われた。湖東会長より豊橋青税会員に対し、シンボジウム準備の協力に対し感謝の意が表され、終始なごやかなうちに各地会を行いました。

昭和五十一年十二月十一日(土)午後三時三十分から読売ホールにて仙台青年税理士クラブの創立総会を行いました。

東京から湖東会長、土田副会長、盛岡から西川副会長の臨席の中、當連盟からは名古屋青税が窓口となり呼び掛けを続けて来てお

れ、早期加入が期待される。

計 報

員との交流が行われた。

豊橋青税クラブの当連盟団体加入勧奨については名古屋青税が窓口となり呼び掛けを続けて来ており、犬山大会にはオブザーバーと

大阪小西法対策部長の御母堂が、去る十一月二十日御逝去されました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

資格認定制度を主張!!

税理士特別試験違憲訴訟傍聴記

十二月八日（水）午後一時より東京地方裁判所民事庭舎二階二号法廷において、『税理士特別試験違憲訴訟』裁判が、三十数名の傍聴を得て行われた。

当日は前回の北野日大教授にかわって、国側の証人として、昭和四十七年六月より昭和四十八年六月まで國税庁次長を務めて居り、現在は立石電機の役員をして居る江口健司氏が立ち、税理士の業務についての見解を述べ、実務経験が重要である旨を証言した。

要するに大蔵省当局は、税務官厅に二十年以上も、勤務しているという事は、税理士としての資格が既に備わっているというように考へているとの事であり、特別試験さえ不要であり、認定による資格付与が望ましいという事になる訳である。

現在においても、一般試験と特別試験の差が合格率、合格者数において相当大きな違いがある事が、原告側の弁護人より指摘されたが、結果からみてそうなるだけで

ある、という答弁であったが、問題の内容、採点方法等を聞いて、全く前述の考え方で特別試験をやつていいのであるから、当然と言えば当然である。

又、大蔵省当局は特試合格者が増加する事を歓迎しているか、との質問に対し、はっきりと信頼される税務行政がしやすくなるので望ましい事であると思う、との証言を聞いて、現在の日税連執行部の税理士法改正に対する方向等と相俟って、全く我々青年税理士のみならず、税理士全体の前途は真暗闇じゃあございませんかと痛切に感じた次第です。

当日は、師走に入つて何となく忙しくなったためか、傍聴人が前回より少なかつたが、ともかく勝利をかち得るためには、我々青年税理士の団結と支援以外にないと思ふ次第であります。

江口氏の証言要旨は次の通り。
(一) 昭和四十七年三月頃、社会党の横山利秋議員より政府に対し、税理士法についての質問趣意書が

提出されたが、それに対する政府大蔵大臣の回答にある通り、一般試験が抜本的に改正されない限り特試は現行のまま継続するのもやむを得ない。

(二) 国税職員は税務大学校において、大学四年制卒業者よりは、多少劣るが相当高度な知識を習得して居り、更に税務官厅において実務を経験しているので、二十年以上勤務すれば税理士に必要な知識、教養は備わっていると思われ、又仮に一般試験を受けたとしても殆どの者が合格すると思う。

(三) 現在の一般試験は暗記試験であり、試験のための勉強という弊害があり、問題がある。

そのほか大事な証言も幾つかありました。が、次回は三月二十四日午後一時からで、特試試験委員をしていた小畠氏の予定ですので、期待して、多数出席して傍聴をお願い致します。

(文責 広報部)

10周年記念論文募集!

—要項—

テーマ

- ① 税理士法改正問題について
- ② 商法改正問題について
- ③ 小規模事業者問題について
- ④ 付加価値税問題について
- ⑤ 業務改善問題について
- ⑥ 税法学について

字 数 7,000 字以内

締 切 52年3月31日

当 選 各テーマに1論文

当選作は10周年記念誌上に掲載発表し、横浜大会於いて記念品を贈呈致します。

税理士法改正に関する「基本要綱」(2)

昭和四十七年六月 日本税理士会連合会

第三 税理士の業務

1 対象税目

現行の限定列挙を改め、包括的に規定する。ただし、税理士の独占業務とすることが不適当な税目は、独占業務から除外する。

2 独占業務

(1) 税務代理

「その他の事項（訴訟を除く）につき代理すること」と、「主張、陳述その他との事項（訴訟を除く）につき代理すること」と規定する。

（理由）わが国の申告納税方式は、現在、直接税のみでなく間接税にもおよんでおり、また

国ならびに地方の財政上および政策上の要請により、税目の改廃、または新設がしばしば行なわれている。ところが、現行税理士法第2条は、税理士業務の税目を限定列挙しており、これでは税目の改廃、新設に対応しがたい。したがって、税理士業務の対象となる租税の範囲は、包括的に規定すべきである。

ただし、關税、とん税、通行税など、税理士の独占業務とす

ることが必ずしも適当でない税

2 税務書類の範囲

税務官公署へ提出することを直接の目的として作成する財務書類、その他の書類は税務書類であることを明確に規定する。

3 付隨業務

（理由）税務書類の作成についての相談も、税務相談に含まれる旨、明確に規定する。

(3) 税務相談

（理由）現行税理士法第2条第3号においては、税務書類の作成についての相談が、税務書類を作成するかどうか、法相談に含まれるかどか、法文上明確とくので、税務書類の作成に關する相談も、税務相談に含まれる旨、明確に規定すべきである。

（理由）会計業務は、法人税、所得税等の課税標準および税額を算定するさいの前提条件であり、税理士の業務の主要な部分をなしている。これは、租税についての税務代理および税務書類の作成に欠かすことのできない要件である。したがって、税理士のこのようない社会的機能を重視し税理士が、その名称を用いて、会計業務を行なうことができる旨、法文上明確に規定すべきである。

(1) 会計業務

利、義務の一切におよぶのでとくにこのように限定すべきではない。

（理由）公法、私法を問わず、代理の規定は、特殊な事項を除き、ひろく一般に認められており、現行税理士法第二章第一項における「その他の事項」の文言は明確を欠くので、これを「主張陳述その他の事項」と具体的に規定すべきである。

（2）税務訴訟代理

（理由）税理士は、租税に関する訴訟について、訴訟代理人となるが、納税者が必要とする相談事案は、課税標準および税額に直接関連するものばかりではなく、租税法令上の権

(理由) 税務訴訟においては、とくに租税法令および会計に関する専門的な知識と実務応用能力などが要求される。

したがって弁理士が一定の裁判所を専属管轄する特許等の審判事件に関し、訴訟代理人たる資格を有していると同様に、税理士に税務訴訟に関する代理人としての資格を付与することが実際的である。

このことは、納税者の権利を擁護することを使命とする税理士の社会的な役割からしても、事案関与の当初から訴訟の段階に至るまで一貫して代理機能を果すこととなり、当然に要請されるべきことである。

民訴法第88条に補佐人制度があるが、この制度を活用することにより、直ちに納税者の権利救済に万全の保障がえられるわけでもない。一方また、弁理士法第9条の規定にならない「税務に関する事項について裁判所において当事者または訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる。」旨、税理士法に規定すれば足りる、との見方もあるが、税務に関して税理士に訴

訟代理権を与えることは、納稅者が、租税法令および会計に関する専門家を税務訴訟の代理人として依頼できる途を

1

税理士の資格付与

税理士の資格は、税理士法立法の本旨に照らし、税理士試験に合格した者だけ付与することとし、弁護士および公認会計士に無条件で税理士となる資格を与えている現行制度は廃止する。

(理由) 資格試験の本質は、その資格を付与するに値する学識と能力の有無を制定するためのものであるから、その資格試験に合格した者だけ資格が与えられ、その試験を経なければ資格が与えられないことが制度上の原則でなければならない。

弁護士は、法律一般に関する高度の学識を有するとしても、会計の学識と実務に精通しているとは必ずしもいえない。また、公認会計士は会計学に精通してはいても、必ずしも税務に関する法令と実務に精通しているとはいえない。

弁護士は、司法試験により、公認会計士は公認会計士試験によって、それぞれの資格に値する学識と能

開くこととなり、納稅者の権利救済の実現に役立つこととなる。

理士となる適格性の判定は未だうけていないのであるから、無条件で税理士の資格を

与えることは不合理である。税理士の職務は、税法ならびに会計の学識と実務に精通することによってのみ、これを適正に行なうことができる。

弁護士は、法律一般に関する高度の学識を有するとしても、会計の学識と実務に精通しているとは必ずしもいえない。また、公認会計士は会計学に精通してはいても、必ずしも税務に関する法令と実務に精通しているとはいえない。

したがって、弁護士と公認会計士についても、税理士の資格を付与するためには税理士試験を課し、税理士としての適格性の判定を経なければならない。

第四 税理士の資格

実務経験の認定の基準を整備し、現行制度を維持する。

(理由) 現行税理士法第3条では、税理士の資格付与の要件として、税理士試験に合格するとともに、2年以上の実務経験を必要とするこれを要件

第五 税理士の試験制度

試験制度の改正は、特別試験制度を完全に撤廃後抜本的に行なわれるべきである。

(理由) 税理士が、その使命を完遂し、社会的機能を十分に果すためには、一般教養のほかに、高度な、税法および会計に関する専門的知識を有すべきことは当然である。したがって、試験制度・資格取得制度を抜本的に改正し、弁護士等の制度に比肩しうるものとすべきものと考えられ、この基本方針のもとに試験制度について検討されたのである。

(理由) (1) 特別試験制度は、一般試験制度との矛盾が極度にはげしいばかりでなく、この制度の存続は、税理士が、税理士法改正の目標としている、租税法律主義の基盤に立って、納稅者の代理人としての権利を擁護する、という高い社会公共的使命を有する税理士制度を築くうえで最大の障害である。

(2) 税理士試験は、税理士の使命達成に適格な資質をそなえているかどうかを判定するためのものであり、その資格付与には高度の国家試験を課

としている。税理士の職務の重要性にかんがみ、この程度の要件は必要であるので、現行制度を維持することが適当である。ただし、実務経験を認定する基準を整備し、厳格に規定すべきである。

1 特別試験制度を廃止する。

正は、特別試験全廃後に持ち越さざるをえない。

このため、一般試験は、当面現行法のままとし、その改

するのを原則とするのは当然である。国が実施する資格試験であるからには、ひろく全國に門戸を開放するとともに、同一の試験によって、その資質と知識が検証されなければならない。

(3) 税務官公署に一定年限以上勤務したことを使って、試験科目や試験内容に特別の取扱いをし、無試験にも等しいような合格率をもつて税理士の資格を付与している特別試験を受験できる税務職員は、一般試験受験者に較べてまさしく特権階級である。日本国憲法が、「すべて国民は、法律の下に平等であつて……差別されない」としている趣旨からみても、このような不合理な差別と特権が許されるべきではない。このようないきな差別付与の制度として、税務試験は、資格付与の業務がではなくだ疑問であり、特別試験は違憲の疑いさえある。

(4) 他の国家試験における立法例をみて、代書的業務が主体となつてゐる職業専門家の場合には、行政官庁における実務経験にもとづき、無試験による資格付与制度が存在する例はあるが、税理士は、

その使命と業務にみられるところ、納税者の権利、義務に直接関連する高度な社会公共的業務であり、その業務を遂行するためには、高度の法律、会計の専門的判断を必要とする。税理士は、書類の作成や事務折衝を主たる業務としないことは明白である。税務官公署に永年勤続した者の退職後の生活保障的役割を税理士制度に求めるべきではない。

(5) 特別試験制度を存置することは、税理士制度が、税務官公署の補助機関となり、かつ、税務行政の一端を税理士が分担するかのごとき認識を納税者・国民に与えその結果、納税者の信頼を失ない、税理士制度を崩壊させる原因ともなる。

(6) 昭和46年3月現在、未登録の、いわゆる潜在税理士が一万六千名（うち、一万四千名は特別試験合格者）をこえており、登録税理士の70%にも達している。

原稿募集中
■ 原稿募集中
原稿送付先・連盟本部事務局、
または石井吉夫（東京都練馬区中村北四一—二一九）まで。
広報部

登録税理士の増加のうち、一般試験の合格者は毎年12%つの増加であるが、特別試験合格者の登録は3倍となっている。現在、一万四千名以上に達している未登録の特別試験合格者と、今後、国税関係公務員およびその数倍におよぶ地方税関係公務員からの流入とを考えると税理士の資格そのものが、いわば悪性インフレ的症状を呈しており、登録税理士および登録開業の機会を待つて、いわゆる潜在税理士にとって切実な問題である。税理士制度は、この面からも危機にさらされています。

▶ 全国の先生方にご利用いただき、ご好評です ◀

中小企業の経営・法律・節税対策のため
の記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

■料金（1年払）	20部 26,400円	60部 44,400円	100部 57,600円
	30部 30,000円	70部 46,800円	○半年払の制度
	40部 33,600円	80部 50,400円	もあります。
	50部 39,600円	90部 54,000円	

◇ご一報ください——見本ご送付致します。

理事会報告

十一月十一日創立総会を行ない
規模は小さいが一応誕生した。

(ロ) 盛岡青税結成の件

十一月十七日の準備会で正式に

十二月十八日(土)午後一時よ

り横浜の東京地方税理士会館にお

いて理事会を開催し四時終了した。
その後、十周年記念横浜大会の会場である「県民ホール」等を視察し、それから忘年会を行ない散会した。

一、会長あいさつ要旨

(1) 全国の各地に「単位青税」の結成が急ピッチに進められております。
(2) 全国の単位税理士会の役員選挙が来年行なわれるので、情報を交換し合い、青税に理解を示してくれる会長を是非とも選出するため努力してほしい。

二、議題(議長 土田建二副会長)

(1) 豊橋研究シンポジウムの件
十一月十三日(土)、豊橋市商工會議所において、テロマ、税理士法改正をめぐって—あるべき税理士像をさぐる—と題して研究シンポジウムが開催された。出席会員一百三十名で熱心にディスカッションが行なわれ成功裡に終った。
(イ) 仙台青税結成の件

誕生することになり、来年三、四月頃結成総会を行なう予定である。

(ハ) 千葉青税結成の件
十月五日、十一月四日の準備会を行なった。充分時間をかけて創立した方がよいということで、来年五月頃を目標に誕生する予定である。

(ニ) 埼玉青税結成の件

十一月十三日、十二月二十五日に準備会を開催、過去一度結成されたが新しく生まれ變るため、来年一月中に浦和で正式に結成されることが承認された。

(ホ) その他

豊橋、宮崎、広島、浜松等各地で統々青税結成の準備がもたれ、結成される予定である。

(3) 各部、各委員会報告

(イ) 総務部
個人会員名簿を作成し、会員に送付した。
(ロ) 経理部
昭和五十一年度半期決算を行ない報告、各単位青税の会費の納入状況は次のとおり(昭和51年12月5日現在)
(ハ) 広報部
横浜大会における観光等について検討する。

・ 三% 名古屋 五九・五%
神奈川 四五・五% 金沢 五三
・ 三% 鹿児島 七一・四%
個人 三七・五%

活発な活動のために会費の納入方を積極的にお願いします。

(ハ) 法対策部
日本公認会計士政治連盟、第一税理士協議会の「日税連の税理士法改正要望書の批判」に対する文書について検討を行ない何らかの

個人会員の方々に対しても、「会員の増強へのお願い」と題したパンフを送り、会員一人当り二名の新入会員の紹介依頼をお願いする

(チ) 組織部
(ト) 付加価値税対策委員会

答中に、付加価値税の創設が打ち出されたので、資料をとりよせ検討を開始する。

(テ) 組織部
個人会員の方々に対しても、「会員の増強へのお願い」と題したパンフを送り、会員一人当り二名の新入会員の紹介依頼をお願いする

(イ) 記念出版委員会
編集方針案が検討され、とくに記念論文を次のテーマで募集することとなつた。原稿締切は、三月三十一日で詳細は会報に掲載します。

(ロ) 大会実行委員会
①税理士法改正問題について
②商法改正問題について
③小規模事業者問題について
④付加価値税問題について
⑤業務改善問題について
⑥税法学について

(メ) 横浜大会実行委員会組織団、進行計画書等を作成し、着々とその準備を進めていく。

(ハ) その他
次回の常務理事会は二月四日(金)京都にて開催する予定、会場等については後日ご連絡致します



第三九号を一月十五日に発行する予定である。

第三九号を一月十五日に発行する予定である。

(ト) 付加価値税対策委員会

十二月十五日の税調の中期税制

答中に、付加価値税の創設が打ち出されたので、資料をとりよせ検討

全青税10周年横浜大会

を成功させよう!!

決定!

会場 横浜市県民ホール

開催日 52年7月16日(土) 17日(日)